

(案)

「連合体」設立理念、検討に当たっての考え方、及び各機関等の役割マトリクス

【設立理念】

大学共同利用機関が社会の変化や学術研究の動向に対応しながら、その機能を十分に発揮し、我が国の学術の発展及び共同利用の拡充に資するため、4大学共同利用機関法人及び総合研究大学院大学で構成する「連合体」を創設し、異分野融合等による研究力の強化、大学共同利用機関の特色を生かした大学院教育の充実と若手研究者養成、及びそのための運営の効率化を図る。機構法人は、4つの特徴ある領域において、各分野の研究機関を統合し、効率的に研究を推進することを目的として、引き続きその機能を果たす。

【検討に当たっての考え方】

- 「連合体」は、与えられた業務に対して、実質的な意思決定ができる組織とする。
- 「連合体」においては、各機構法人の分野・組織の枠組みを越えた異分野融合や新分野創成の研究に取り組む。
- 大学院教育において、各機関が担当する専攻単位・研究科単位の教育課程の枠組を越えて、総研大が全学として実施すべき教育関連事業・学生支援事業及び内部質保証に係る諸活動のうち、とりわけ4機構法人と連携・共通化することにより教育の質向上に効果のある取組を「連合体」における業務とする。
- 共通化することで効率化が図れる業務を「連合体」で行い、5法人の業務に「屋上屋を架す」ものについては「連合体」には移行せず、それぞれの法人あるいは機関で行う。

【各機関等の役割】

※現時点で考え得る事項について検討したもの。今後、予算や人事等、組織・制度の設計を詳細に検討し、各事項の実施の可否、程度について詰めていく。

| 区分 | 各大学共同利用機関 (各専攻) | 各法人 | 連合体 |
|---------------------------------------|---|---|---|
| 1. 運営の役割 | | | |
| 組織運営の強化 | 世界に誇る我が国独自の「研究者コミュニティによって運営される研究機関」であり、当該研究分野における全国の大学等の研究者に共同利用・共同研究の場を提供する中核拠点。 | 大学共同利用機関を設置・運営するとともに、各法人の理念に基づきいくつかの機関にまたがるような事業活動の企画調整を行う。 | 法人を超える連携や共通する課題への対応について、各法人の合意のもとに活動。 |
| 業務運営全般 (詳細は「4. 業務運営の効率化に資する取組」に記載) | 機関の運営業務 | 法人の運営業務 | 5法人共通事務の運営業務 |
| 2. 研究力の強化 <研究力強化> | | | |
| 研究連携のための基本方針 | | | 基本方針策定 |
| 新興・融合分野の創出 | 専門分野を深化させる観点から分野連携を推進する。 | 連合体で企画した事業の受け皿として、研究の中心となる機関を持つ法人がオープンラボを設け、関連する研究者を集めて研究を推進する。 | 新興・融合分野の創出に関わる事業企画と運営。具体例としては、 ・異分野研究者の交流の場の構築 ・研究者マップ等の研究情報発信 ・広く公募による萌芽的新興・融合分野の支援（ステージ1） ・公募研究申請窓口の一元化 ・連合体主導による新分野の育成支援（ステージ2） |
| 分野を横断する共通知であるデータサイエンスの推進 | 各機関でそれぞれの専門分野に於けるデータサイエンスの導入・展開を図る。 | 各機構・機関に於いてデータセンターを強化する。 | 情報・システム研究機構のデータサイエンスセンターを、「連合体」に共通のセンターとして位置付け、5法人のセンター群と連携させる。 大学法人との連携の場も活用し、データサイエンスの教育も含めた全国展開を支援。 |

| 区分 | 各大学共同利用機関 (各専攻) | 各法人 | 連合体 |
|----------------------------|--|---|---|
| 大学も視野に入れた技術支援・機器共用の体系化 | 各機関の持つ専門分野に係る以下の施策を展開。 ・技術研修会の開催 ・技術職員の組織化 ・大学への技術支援 | 各機関のカバーする領域を勘案し、総合的な形で以下の施策を展開。 ・技術研修会の開催 ・技術職員の連携 ・大学への技術支援 | 【機構内に対して】 ・4機関に所属する技術職員を連携し相互支援 ・技術者の顕彰 【大学に対して】 ・各機関で行われている技術研修会等の情報発信の一元化 ・必要とされる新技術の取得と大学への展開 ・大学の持つ機器共用体制のネットワーク化（ポータルサイトの運営）による共用の全国展開 |
| 研究教育活動のグローバル展開 | 各機関の専門分野の発展戦略に基づく海外拠点の設置、連携事業の推進。 | 各機関がカバーする領域の発展戦略に基づく海外拠点の設置、連携事業の推進。 | 各法人・機関の持つ海外拠点をネットワーク化し有機的に機能させる。具体的には、各拠点の本来業務に加え、現地広報、研究情報収集、学生勧誘などの活動に協力させ、大学共同利用機関・総研大の国際プレゼンス向上を図る。 |
| 若手人材育成 | 各機関の専門分野を深化させる専門家育成の観点から若手研究者の育成事業を実施。 | ・機構として若手育成事業を立て各機関の人材を総合的に支援。 ・研究支援人材の育成。具体的には中堅クラスの教員を一定期間U R Aとして配置させ組織運営のガバナンスを学ばせる、など。 | ・異分野間流動性促進など研究分野を横断した若手人材育成支援事業を展開。 ・U R Aを目指す若手の教育。 ・若手研究者の顕彰制度を設ける。 |
| 大学法人との幅広い連携構築とI Rによる研究機能強化 | ・研究所レベルでの機関対機関の協定等に基づく連携研究の推進。 ・大学との連携講座の設置・運営。 ・専門分野を深化させるための戦略的I Rの実施。 | ・法人レベルでの機構対機関の協定等に基づく連携事業の推進。 ・国際戦略等、機構レベルでの方策が適切であるI Rの実施。 | ・共同利用・共同研究の推進と関連する課題解決を図るため、ボトムアップに加え、大学執行部の意向を反映させる全国的な大学連携プラットフォームを拡大、強化し、「連合体」に位置付ける。 ・共同利用・共同研究が、我が国の大学の研究力強化に大きく貢献していることを、総合的にI Rで見える化し、大学執行部との組織的対話を通じて大学共同利用機関の更なる活用を促進させる。 |
| 産学官連携ポテンシャルの可視化と活性化 | 共同研究等、現場に於ける産学官連携事業の環境整備と実施。 | 産学官連携推進体制を整備し、法人が責任を持つべき知財管理・活用やベンチャー支援などを行う。 | 4機関の産学連携ポテンシャルが見える化すると共に後方支援を行う。具体例としては、 ・研究シーズなど、機構の研究活動を統合的に産業界に向け広報。 ・法務として弁護士・弁理士との顧問契約を行い、内部向け相談窓口体制を構築。 ・ポリシー・契約手続き等の共通化。 ・インキュベータの紹介。 |

| 区分 | 各大学共同利用機関 (各専攻) | 各法人 | 連合体 |
|--|---|--|--|
| 3. 大学院教育の充実 <大学院教育> ※大学院教育の項の「各法人」は総研大。本項の記載は、総研大が4機構と行う大学院教育に限ったもの。 | 総研大の基盤機関として、専攻単位の教育課程・学生受入・学生支援及び内部質保証に係る諸活動の実施。 | 大学の運営及び全学教育事業・学生支援事業、全学的な内部質保証体制の構築及び学位プログラムの質の維持・向上に係る諸活動の実施。 | |
| | (5法人の中で国立大学法人は総研大のみであることから、大学法人と連合体の業務を外形的に明確に区分する必要はない。大学業務として実施すべき事業・活動の中で、4機構法人と連携・共通化することで格段の効果が生じるものについて、実効的に「連合体」の仕組みを使って実施する。) | | |
| 国際・国内共同学位プログラム | 国際共同学位プログラム構築に係る担当者間の協議・調整、同学位プログラムの実施(学生の受入・送出し、共同指導、学位論文審査など)。 | 国際共同学位プログラム構築に係る組織間の協議・調整、協定の締結、プログラム実施の支援及び実施状況の質保証の観点からのフォローアップ。 | |
| 学生のリクルート (国内・海外) | 専攻のアドミッション・ポリシーに則した入学者獲得に向けた学生リクルート活動(機関ごとの海外拠点・ネットワークの形成等を含む)。 | 大学としての入試広報活動、「新入生確保のための広報的事業」等による専攻・研究科による学生リクルート活動の支援、SAA(SOKENDAI Alumni Ambassador)による海外拠点の形成。 | 大学法人と機構法人が連携した学生リクルート活動(海外拠点・ネットワークの形成・相互活用を含む)、若手人材確保・育成のための目標の設定、それに向けた取組の企画・実施。 |
| 渉外・ファンドレイジング | | 研究振興と表裏一体の渉外・ファンドレイジング体制の整備と活動(特に産学連携に視点を置き、学生支援や人材育成支援のリソースとなり得る財源の確保を主たる目的とする。) | |
| 学生支援・留学生支援 | 学生が日常的に活動する現場での学生支援・留学生支援の実施。 | 全学に共通した学生支援・留学生支援の制度・体制の整備、専攻・研究科や機関の枠組を越えて実施すべき学生支援・留学生支援の実施。例えば、奨学金制度・RA制度の共通基盤の整備、全学のメンタルヘルス・ハラスメント相談体制の一元化(相互利用を含む)と強化、カウンセラーの委嘱・派遣、ハラスメント防止委員会の機能強化(異なる法人に所属する大学構成員のハラスメント案件の処理機能を含む)、留学生の日本語学習支援の拡充、就職支援の取組など。 | |
| 若手研究者人材養成 | 各機関における大学共同利用機関「特別研究員」制度の実施。(博士課程の後期3年間と学位取得後の2年間を併せた5年間について任期付ポストを設置し、本制度の採用者を特別研究員として雇用する。) | 特別研究員に採用された者を正規生として入学・在籍させ、任期3年目程度を目途に課程博士として学位を取得させる。 | 大学共同利用機関「特別研究員」制度を全ての機関共通の制度として設置・運用し、若手人材の募集・採用・機関への配置を担当し、制度に係る予算を管理する。 |
| 4. 業務運営の効率化に資する取組 <業務運営> | 機関単位での業務効率化(人員の再配置、アウトソーシング、IT化等)の推進。 | 法人単位での業務効率化(人員の再配置、アウトソーシング、IT化等)の推進。 | 5法人業務共通化の検討・移行手続きの推進、他法人等の先事例調査等。 |
| 法務業務 | 機関の法務業務 | 法人の法務業務 | ・連合体の法規業務 ・外部相談窓口(顧問弁護士、社労士、ハラスメント相談等)の運営。 |
| 男女共同参画 | 機関独自の取組の実施、制度の運用。 | 法人における取組の実施、制度の運用。 | ・男女共同参画推進室(委員会)の運営、具体的な取組の企画、実施、制度の運用。 ・男女共同参画講演会等の企画・実施等。 |
| 研修 | 機関独自の研修の企画・実施。 | 法人独自の研修の企画・実施。 | 各種研修(新規採用、階層別、SD、個人情報等の特定の事項等)の企画・実施。 |

| 区分 | 各大学共同利用機関 (各専攻) | 各法人 | 連合体 |
|----------|--|--|---|
| 物品・役務等契約 | 法人（機関）の物品・役務等契約に係る業務を行う。 | 法人の物品・役務等契約に係る業務を行うとともに、各機関に対して物品・役務等契約に関する指導・助言を行う。 | ・契約監視委員会の運営等 ・契約書等、様式の統一 |
| 研究不正への対応 | 法人（機関）の関係規程に基づく不正防止活動、不正発生時の対応等に関する業務。 | 法人の関係規程に基づく不正防止活動、不正発生時の対応等に関する業務。 | ・外部通報窓口の運営。 ・不正防止に係る研修の企画・実施（連合体が担う「研修業務」の一環として実施）。 |
| 情報セキュリティ | 法人（機関）の情報セキュリティポリシーに基づく各種対策（インシデント発生時の対応等）を実施。 | 法人の情報セキュリティポリシー等の策定及び同ポリシー等に基づく各種対策（インシデント発生時の対応等）を実施。 | ・情報セキュリティ研修（責任者向け等）の企画・実施（連合体が担う「研修業務」の一環として実施）。 ・インシデント情報や脅威情報、対処経験、機器やツールの情報や知見の共有。 |
| 広報 | 機関の研究活動等について、研究者コミュニティや当該機関が所在する地域、一般社会等へ発信する広報関連業務。 | 法人の研究活動等について、研究者コミュニティや一般社会等へ発信する広報関連業務。 | 5 法人が連携する各種広報活動の企画・実施。 ・連合体のパンフレットの作成、ウェブサイト、SNSの運営 ・連合体主催の講演会・シンポジウム ・連合体主催のメディア懇談会 |
| 施設整備計画 | 法人（機関）の施設整備計画の策定に係る業務。 | 法人の施設整備計画の策定に係る業務とともに、計画の実施状況を確認。 | 法人（機関）が、効率的に施設整備計画が策定できるよう専門的見地からの支援。 |
| 施設マネジメント | 法人（機関）の施設整備計画に基づき、施設の有効活用を図るための施設マネジメントに係る業務。 | 法人の施設整備計画に基づき、施設の有効活用を図るための施設マネジメントに係る業務とともに、実施状況を確認。 | 法人（機関）が、効率的に施設マネジメントに係る業務を実施できるよう専門的見地からの支援。 |
| 工事契約 | 法人（機関）の工事契約に係る業務。 | 法人の工事契約に係る業務。 | 専門分野における法人（機関）の工事契約に係る業務の支援。 入札監視委員会の運営等に係る業務。 |